

東アジア地域におけるTPP11協定の意義と 日本・中国のFTA戦略*

楊光洙**
yangks@sun.ac.kr

金道堉***
kdh10954@dau.ac.kr

＜目次＞

- | | |
|------------------------|----------------|
| 1. はじめに | 4. 日本と中国のFTA戦略 |
| 2. TPP11協定の交渉経緯と発効要件 | 5. まとめ |
| 3. TPP11協定とRCEP協定の位置づけ | |

主題語: 自由貿易(Free trade)、TPP11協定(TPP11 Agreement)、RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership)、ASEAN(Association of South-East Asian Nations)、FTA戦略(FTA Strategy)

1. はじめに

昨年、「アメリカファースト」を掲げてアメリカの新大統領になったドナルド・ジョン・トランプ(Donald John Trump)氏の登場によって、世界経済は様々な問題に直面している。その一つは、アメリカがTPP(Trans-Pacific Partnership)協定から撤退したことである。TPP協定は、アメリカのオバマ前大統領が5年半の年月をかけて交渉し、2016年2月に署名に至ったものである。しかし、2017年1月20日にアメリカの大統領に就任したトランプ大統領は、就任三日後の2017年2月23日にTPP協定から撤退する大統領令に署名したことで、TPP協定(12カ国)は事実上発効が不可能になったのである。もう一つは、いままで世界の多くの国が推進してきた「自由貿易主義」の考え方から「保護貿易主義」の考え方に転換したことである。確かにアメリカは長期間に渡り「貿易赤字」と「財政赤字」に苦しんできていることは事

* This work was supported by the Dong-A University research fund.

** First author (Professor at University of Nagasaki, Faculty of Regional Design and Development)

*** Corresponding author (Assistant professor at Dong-A University College of General Education)

実である。そこで、トランプ政権は保護貿易主義を主とする対外経済政策を打ち出したのである。最近、鉄鋼への輸入関税(25%)とアルミニウムへの輸入関税(10%)を課すことで、EUや中国が報復関税¹⁾を行うなど、まさに貿易戦争が始まったようになっている。

アメリカがTPP協定から撤退したことを受けて、日本はアメリカ抜きでTPP11協定を主導的に進めて、2018年3月8日に新たなTPP11協定に署名することに至った(日経新聞、2018年3月8日)。このTPP11協定の正式名称は、CPTPP協定(The Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership：包括的かつ先進的TPP協定)に変更された。(本論文では、元の12カ国のものを「TPP協定」、新しCPTPP協定は分かりやすい「TPP11協定」の名称で表記する。)

このTPP11協定は、日本の主導で東アジア地域に新たな自由貿易ルールを形成することで、中国の東アジア戦略をけん制する狙いがあると言われている(みずほ総合研究所、2018)。この観点からみると、日本と中国は東アジア地域における自由貿易ルール作りに主導権争いが激化することも予想される(楊光洙・金道堦、2013)。すなわち、日本が高いレベル(先進国水準)の貿易自由化を目指してTPP11協定を主導したことに対して、中国は普通レベル(発展途上国水準)の貿易自由化を基本とするRCEP協定を主導しようとする意図があると見られる(楊光洙、2017)。

世界経済の中心地が欧米地域からアジア地域にシフトし、現在急速な経済発展を見せている東アジア地域をめぐって、関係国の間でこの地域に適正な自由貿易協定のルール作りに主導権争いが進行していることも事実である。これから多国間の自由貿易協定が進むならば、東アジア地域での主導権争いは日本や中国をはじめ、インド、韓国、オーストラリアを巻き込んだ形で進んでいくことは間違いない。今後、どのような自由貿易ルールが形成されるかによって、東アジア経済発展の形態が変わっていくことが予想される。経済水準が異なる国が多い東アジア地域に適正な自由貿易ルールは何か。TPP11が成立段階に入っているこの時点で、日本と中国のFTA戦略に関心が集まっている。

本研究は、日本の主導で進めているTPP11協定の成立過程と発効要件などを踏まえた上で、東アジア地域におけるFTA枠組みに関連付けて日本と中国のFTA戦略及び思惑について考察することである。まず、第2節では、TPP11協定の交渉経緯や大筋合意の内容及び協

1) BBCニュースによると、欧州連合(EU)は22日、ドナルド・トランプ米大統領の貿易政策への報復措置として、米国製品に25～50%の関税を科した。バーボン・ウイスキーやオートバイ、オレンジジュースなど計28億ユーロ(3600億円)相当の製品が対象となる。ジャン＝クロード・ユンケル欧州委員長は、米国のEUに対する関税は「全ての論理と歴史」に反していると批判した。

定の発効要件などについて述べる。第3節では、東アジア地域におけるFTA枠組みにおいてTPP11協定とRCEP協定の位置づけについて議論する。最後に、東アジア地域に対する日本と中国のFTA戦略や思惑について論ずる。

2. TPP11協定の交渉経緯と発効要件

そもそもTPP協定とは何か。最初のTPP協定は、APECの加盟国の中でシンガポール、ブルネイ、ニュージーランド、チリの4カ国(P4と呼ぶ)が地域経済共同体を目指して2005年7月に署名し、2006年5月から発効された自由貿易協定のことである。それにアメリカが2010年3月から東アジア地域向けの新たなFTA戦略として選んだのが最初のTPP協定(P4)である。2)アメリカは、最初のTPP協定(P4)に参加することをきっかけに、環太平洋沿岸地域の関係国に参加を呼びかけ、マレーシア、カナダ、メキシコ、ペルー、オーストラリア、ベトナムなどが次々参加し、2013年7月最後に日本が正式な交渉に加わることで、3)合計12カ国のTPP協定の拡大交渉がスタートしたのである。

この拡大されたTPP協定の交渉はアメリカのオバマ前大統領の主導の下で5年半の長い年月を経て、2015年10月にアトランタ閣僚会合において大筋合意し、2016年2月4日に協定に署名し、各国の議会で承認(批准)を得ているところであった。4)しかし、2016年12月のアメリカ大統領選挙を控えたため、オバマ前大統領は国会での承認を延期しざるを得なかった。この大統領の選挙では共和党のトランプ氏が当選し、政権交代と共に、様々な政策が大きく転換されることになった。トランプ新大統領は選挙公約通りに、TPP協定から撤退した。これによってTPP協定は発効要件を満たすことができなくなったのである。

アメリカの撤退のため残された11ヶ国は日本主導で進めることを決議し、2017年7月から

2) アメリカは、1990年代以降、東アジア地域への軍事的・政治的・経済的な影響力が弱まった時期がある。1980年代以降の「住宅ブーム」と2000年代の「IT産業ブーム」や、イデオロギー戦争の終結(ベルリンの壁崩壊、ソ連の崩壊など)など、世界の平和ムードによって東アジア地域に対するアメリカの対外政策が大きく転換されたことがある。そこで2010年代にアメリカは東アジア地域への足掛かりとして初のTPP協定(P4)に目を付けたのである。

3) この時期に日本がTPP協定の交渉に遅れた理由は、衆議院選挙で与党の自民党から野党の民主党に政権交代があったことと、TPP協定に対する国民意見がまとまらず、次の選挙で再び政権交代が行われ、新自民政権によってTPP協定への参加を決めたためである。

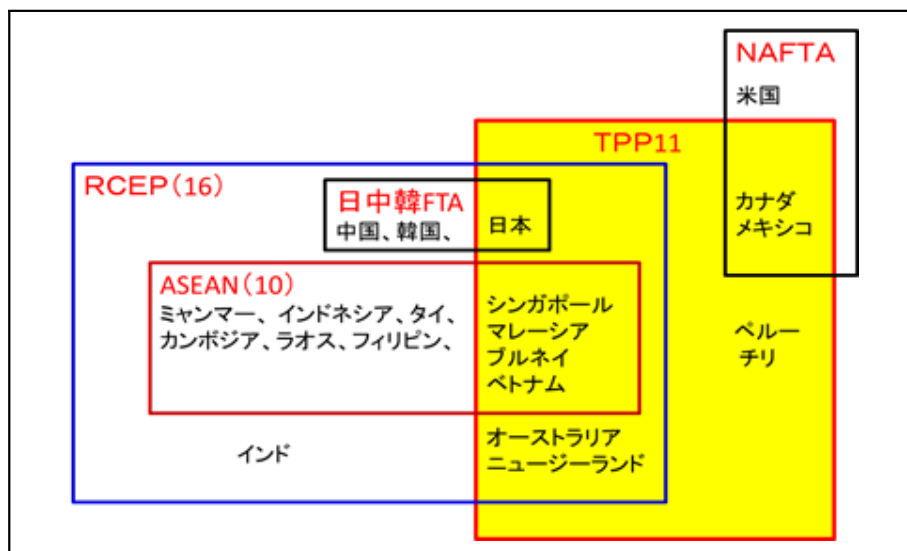
4) この12カ国によるTPP協定は、将来、TPP協定をAPEC加盟国全体(22国と地域)に拡大し、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP: Free Trade Area of the Asia-Pacific)を目指すものとも言われている。

交渉を再開し、大筋合意し、2018年3月8日に新たなTPP11協定に署名した(日経新聞、2018年3月8日)。TPP11協定の交渉内容は、元のTPP協定内容を基本にしているが、アメリカが撤退したことで、アメリカが主張してきた事項のうち22項目を凍結し、交渉国間の主張が異なる部分(未解決4項目)を残したまま署名に至ったのである(付録参照)。

TPP11協定の発効要件については、参加国の6カ国以上の通報があれば、協定の発効ができるようにした。元のTPP協定では、GDPに関連して通報国GDPの合計が全体の85%以上であることの条項があったが、これは削除された。なぜならば、この条項があることで、経済規模の大きい国が撤退することで発効ができなくなるという事態を避けるためである。これは、今回のアメリカの撤退からの教訓である。

3. TPP11協定とRCEP協定の位置づけ

東アジア地域には、すでに自由貿易協定が発効しているASEAN(Association of South-East Asian Nations: 東南アジア諸国連合)があり、これからTPP11協定が発効されることが予想される。しかし、東アジア地域をめぐるFTA枠組みはこれらの二つの協定(ある意味で地域経済共同体)だけではなく、現在交渉中の枠組みが多数存在する。下記の<図1>から分かるように、日中韓FTA、ASEAN+3(日本、中国、韓国)、RCEP(ASEAN+日本、中国、韓国、インド、オーストラリア、ニュージーランド)協定などがそれである。このなかでも特に注目すべきのは、RCEP(Regional Comprehensive Economic Partnership: 東アジア地域包括的経済連携)協定である。RCEP協定は、2012年11月に交渉立上げを宣言し、2013年5月に第1回の交渉会合がスタートし、2018年4月～5月に第22回の交渉会合が開かれ、2018年7月に第23回の交渉会合が予定されている。このRCEP協定の交渉分野は、物品貿易、原産地規則、税関手続・貿易円滑化、衛生植物検疫措置(SPS)、任意規格・強制規格・適合性評価手続(STRACAP)、貿易救済、サービス貿易、金融サービス、電気通信サービス、人の移動、投資、競争、知的財産、電子商取引、経済技術協力、中小企業、政府調達、紛争解決など様々な事項が対象となっている。



＜図1＞ 東アジア地域をめぐるFTA枠組み

3.1 TPP11協定の人口規模と経済規模

TPP11協定参加国の人口(消費需要)規模は、元のTPP協定より大きく縮小され、世界での人口の割合は、11.22%から6.78%までほぼ半減した。これが意味するのは、生産労働力及び消費需要の規模が小さくなったということである。すなわち、市場としての魅力が半減したと言える。その中でも第1位の日本の人口規模はメキシコとほぼ同等であり、近年の経済発展が著しいベトナムが重要な地位にあると言えよう。人口規模から見る限り、カナダ、マレーシア、ペルー、オーストラリア、チリなどの消費需要がTPP11協定の効果を高める要素になると考えられる<表1参照>。

<表1> TPP11協定参加国の人口規模

(単位：100万人、%)

	国名	人口	TPP	TPP11	世界 割合	世界 順位
1	日本	126.9	15.52	25.67	1.74	10位
2	メキシコ	122.3	14.95	24.73	1.68	11位
3	ベトナム	92.6	11.33	18.74	1.27	13位
4	カナダ	36.2	4.43	7.33	0.50	37位
5	マレーシア	31.7	3.87	6.40	0.43	42位
6	ペルー	31.5	3.85	6.37	0.43	43位
7	オーストラリア	24.3	2.97	4.91	0.33	53位
8	チリ	18.2	2.23	3.68	0.25	60位
9	シンガポール	5.6	0.69	1.13	0.08	110位
10	ニュージーランド	4.8	0.58	0.96	0.07	117位
11	ブルネイ	0.4	0.05	0.08	0.01	166位
	アメリカ	323.3	39.54	—	4.43	3位
	TPP11(11カ国)計	494.4	—	100.00	6.78	—
	TPP(12カ国)計	817.7	100.00	—	11.22	—
	世界(189カ国)計	7,291.1	—	—	100.00	—

資料：IMF-World Economic Outlook Databases(2017.4.)

一方、TPP11協定参加国の経済規模である国内総生産(名目GDP)からみると、元のTPP協定では、アメリカが第1位で12カ国のうち64.54%を占めており、次に日本が17.16%を占めることで、この両国が全体の81.70%に達している。すなわち、元のTPP協定ではアメリカと日本が圧倒的な経済規模をもったことにある。これがTPP11協定になると、日本の名目GDP規模が第1位で48.40%になり、ほぼ半分を占めている。その次にカナダが14.99%、オーストラリアが12.34%、メキシコが10.25%を占めることで、元のTPP協定よりTPP11協定の域内では一定のバランスがとれたような形である。しかし、これらの4カ国がTPP11協定参加国全体の85.98%を占めており、その他の国の経済規模は非常に小さく見えるのは、元のTPP協定の状況と変わらない。このことから交渉の際にはそれぞれ経済規模が大きな国が主導権を握って交渉を進めたきたと言えよう<表2参照>。

<表2> TPP11協定参加国の経済規模

(単位：10億USドル、%)

	国名	名目GDP	TPP	TPP11	世界 割合	世界 順位
1	日本	4,938.64	17.16	48.40	6.57	3位
2	カナダ	1,529.22	5.31	14.99	2.03	10位
3	オーストラリア	1,258.98	4.38	12.34	1.67	13位
4	メキシコ	1046.00	3.64	10.25	1.39	15位
5	シンガポール	296.97	1.03	2.91	0.40	37位
6	マレーシア	296.36	1.03	2.90	0.39	38位
7	チリ	247.03	0.86	2.42	0.33	44位
8	ペルー	195.14	0.68	1.91	0.26	49位
9	ベトナム	201.33	0.70	1.97	0.27	48位
10	ニュージーランド	181.99	0.63	1.78	0.24	53位
11	ブルネイ	11.18	0.04	0.11	0.01	128位
	アメリカ	18,569.10	64.54	—	24.70	1位
	TPP11(11カ国)計	10,202.84	—	100.00	13.57	—
	TPP(12カ国)計	28,771.94	100.00	—	38.27	—
	世界(189カ国)計	75,176.74	—	—	100.00	—

資料：IMF-World Economic Outlook Databases (2017.4.)

3.2 RCEP協定の人口規模と経済規模

RCEP協定は、基本的にASEANを軸に周辺の6カ国が参加する形である。人口規模から見ると、まず中国やインドが圧倒的に大きく、中国が39.1%、インドが37.0%を占め、この両国が全体の76.1%を占めている。次にインドネシアが7.4%、日本が3.6%を占めるが、他の国は3.0%以下である。これを世界割合からみると、中国が18.9%、インドが17.9%を占めることにより、消費需要の観点からみると、TPP11協定の市場規模が世界の6.7%に対して、RCEP協定の市場規模は世界の48.3%を占めることで、現在発効中または交渉中の自由貿易市場としては最大級である<表3参照>。

<表3> RCEP協定交渉国の人口規模

(単位：100万人、%)

	国名	人口	RCEP割合	世界割合	世界順位
1	インドネシア	262.0	7.4	3.6	4位
5	フィリピン	105.3	3.0	1.4	12位
6	ベトナム	93.6	2.6	1.3	14位
2	タイ	69.1	1.9	0.9	20位
7	ミャンマー	52.7	1.5	0.7	25位
3	マレーシア	32.1	0.9	0.4	43位
8	カンボジア	16.0	0.4	0.2	68位
9	ラオス	6.7	0.2	0.1	103位
4	シンガポール	5.6	0.2	0.1	111位
10	ブルネイ	0.4	0.0	0.0	167位
ASEAN(10カ国)計		643.5	18.1	8.7	—
11	中国	1,390.1	39.1	18.9	1位
12	インド	1,316.9	37.0	17.9	2位
13	日本	126.8	3.6	1.7	10位
14	韓国	51.5	1.4	0.7	26位
15	オーストラリア	24.8	0.7	0.3	53位
16	ニュージーランド	4.8	0.1	0.1	117位
RCEP(16カ国)計		3,558.3	100.0	48.3	—
* TPP11(11カ国)計		494.4	—	6.7	—
世界(189カ国)計		7,372.4	—	100.0	—

資料：IMF-World Economic Outlook Databases (2017.4)

RCEP協定の経済規模(名目GDP)を見ると、中国、日本、インド、韓国などが世界順位の上位にランクしており、世界の割合から見ても中国が15.03%、日本が5.64%、インドが2.86%、韓国が1.88%、インドネシアが1.18%を占め、この5カ国が世界全体の26.59%を占めている。これをRCEP協定の域内から見ると、中国が49.02%、日本が18.40%、インドが9.33%、韓国が6.15%、オーストラリアが5.46%、インドネシアが3.83%を占めている。すなわち、経済規模から見ると、中国と日本が大きな生産力をもっていることがわかる。経済規模から見る限り、中国が日本より圧倒的な大きさをもっているが、技術力や国際競争力の側面から日本が優位に立っていることを考慮する必要がある<表4参照>。

<表4>RCEP協定交渉国の経済規模

(単位：US\$Billion、%)

	国名	名目GDP	RCEP 割合	世界 割合	世界 順位
1	インドネシア	858.95	3.83	1.18	16
2	タイ	395.29	1.76	0.54	27
3	マレーシア	296.22	1.32	0.41	35
4	シンガポール	292.73	1.31	0.40	39
5	フィリピン	291.97	1.30	0.40	40
6	ベトナム	191.45	0.85	0.26	50
7	ミャンマー	66.98	0.30	0.09	68
8	カンボジア	18.16	0.08	0.02	110
9	ラオス	12.50	0.06	0.02	123
10	ブルネイ	11.79	0.05	0.02	125
	ASEAN(10カ国)計	2,436.04	10.87	3.33	—
11	中国	10,982.83	49.02	15.03	2
12	日本	4,123.26	18.40	5.64	3
13	インド	2,090.71	9.33	2.86	7
14	韓国	1,376.87	6.15	1.88	11
15	オーストラリア	1,223.89	5.46	1.67	13
16	ニュージーランド	172.25	0.77	0.24	56
	RCEP(16カ国)計	22,405.85	100.00	30.66	—
	* TPP11(11カ国)計	10,202.84	—	13.57	—
	世界(189カ国)計	73,069.42	—	100.00	—

資料：IMF-World Economic Outlook Databases (2017.4.)

RCEP協定の意義は、世界人口の約半分を占めるとともに、世界の名目GDPの約3割を占める世界最大の地域経済圏が形成されることである。この広域市場は、世界の成長センターであり、東アジア諸国の経済成長を促進していくために重要な役割が期待される。経済水準が異なる国々が自由で公正な自由貿易圏を構築することで、域内の経済発展につながると考えられる。

4. 日本と中国のFTA戦略

4.1 日本のFTA戦略

初期の日本のFTA戦略は、資源重視の二国間FTAに関心が大きかった。日本が最初にFTAを締結した国は、シンガポール(1992年)である。しかし、主に物品交易を対象にしたFTAの内容は日本の国益に適していないと判断した。すなわち、日本が得意とする工業製品を中心にFTAの交渉を進めてきたが、この物品交易の対象がほとんど貿易自由化されたこともあり、それよりも「カネ」「ヒト」を加えた包括的な貿易自由化が必要であると判断したためである。⁵⁾この理由により、物品中心のFTAから「モノ」「カネ」「ヒト」を対象としたEPA(Economic Partnership Agreement：経済連携協定)に戦略を転換した。

日本のEPA・FTAの現状(2018年5月現在)は、発効済・署名済が16カ国で、シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリア、モンゴル、TPP(署名済)である。また、交渉妥結または実質合意に至ったのが2つで、日EU・EPA(交渉妥結)、日ASEAN・EPAの投資サービス交渉(実質合意)、交渉中のものが4つで、コロンビア(交渉中)、日中韓(交渉中)、RCEP(交渉中)、トルコ(交渉中)である。その他(交渉延期中または中断中)にGCC、韓国、カナダがある。⁶⁾

4.2 中国のFTA戦略

中国はWTOに加盟した後、輸出を通じて急速に経済発展を遂げた。中国の開放政策は、経済成長に大きな貢献したことになり、このような成功の経験は、中国がFTA推進を通じて、持続的な経済成長の原動力にしようとするが見える。中国のFTA推進過程は、1990年代と2000年代にかけて全世界的にはFTA締結国が増加する傾向が強まり、中国も本格的にFTAを拡大する戦略に転換することになった。中国は1991年APECに参加することで、地域貿易協定に関心を示し始めた。そして中国は、2000年11月に中国とASEANとの

5) この背景には、日本の豊富な資本の活用と少子高齢化による人手不足の解消が必要だったからである。

6) 外務省、<http://www.mofa.go.jp>。

FTA交渉を提案し、FTAを本格的に推進した。2007年10月、中国共産党は第17回全国人民代表大会では、対外開放の幅と深さを拡大し、開放型経済レベルを高めるためにFTA戦略を積極的に推進することを強調した。

2013年習近平主席の就任以来、中国政府は、FTAを積極的に推進し始めた。2013年3月に韓中FTA、韓中日FTA、RCEP協定などFTA交渉を積極的に推進しようし表明した。同年11月に中国共産党は二国間および多国間FTAを積極的に推進することを提案し、EU、TPPなどの経済発展レベルと地理的位置に関係なく、FTA推進を強調した(凤凰网、2013年)。2014年12月習近平主席はFTA戦略を積極的に実施することは、対外戦略目標を実現する重要な手段であると位置づけ、FTA推進をさらに促進させることにした(新华网、2014年)。2018年3月の人民代表大会では、自由貿易主義の下、対外経済協力を拡大するとともに強化することで、保護貿易主義に反対し、RCEP協定の早期妥結や、アジア太平洋自由貿易地帯(FTAAP)と東アジア経済共同体の構築を加速するなど、開放経済の深化と国際経済への影響力拡大に強い意志を見せた(정환우、2018)。

中国のFTAの進行状況からみると、2000年代初めには、香港、マカオ、ASEANなど中華圏とアジア諸国を中心に友好的なFTAを締結したが、徐々に中南米、欧州諸国で、その範囲を広げ、2000年代後半からは低レベルの非包括的FTA締結の経験をもとに、徐々に高いレベルのFTAを推進するように変化した。中国は、2018年現在、16の国と地域(発効済：ASEAN、香港、マカオ、チリ、パキスタン、ニュージーランド、シンガポール、ペルー、コスタリカ、台湾、アイスランド、スイス、韓国、オーストラリア、ジョージア州、タイ、モルディブ(署名))とFTAを締結しており、8つの国または地域(RCEP、GCC、日中韓、スリランカ、イスラエル、ノルウェー、モーリシャス、モルドバ共和国)と交渉中であり、検討されている国は9カ国(コロンビア、フィジー、ネパール、パプアニューギニア、カナダ、バングラデシュ、モンゴル、パナマ、パレスチナ)であるが、韓国とオーストラリアなど一部の国と地域を除けば、ほとんどが経済規模の小さい発展途上国である。

現在、中国のFTA推進過程から見られる特徴として、一つ目は、中国がASEAN+3(日中韓)を東アジア経済協力の重要な経路として考えていることと、最終的にはアジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)と東アジア共同体(EAC)を目指していることである(조현준、2009; 陆建人、2013)。二つ目は、アメリカとEUなどの主要先進国とFTAを積極的に推進しないで、ほとんど経済が小規模な国や発展途上国とのFTAを推進したことである。そして地域的には、アジアに集中しており、ほとんどが二国間FTA協定である。これは、中国がまだ発展途上国として、先進国なみの高いレベルの自由貿易協定を締結するのは難しいと判断した

ためであるといえる。先進国は中国に反ダンピング措置を頻繁に起こしており、中国の対外投資への警戒心を高めているため、中国は先進国ではなく、東アジア地域の発展途上国との自由貿易協定を積極的に検討したと考えられる。そして、中国の商品はすでに低価の利点として主要先進国において高い市場シェアを持っており、先進国とのFTA締結は、追加的な経済的実益を得ることが容易ではないと分析している(임만식, 2017)。このうち、経済規模が大きい日本と韓国とのFTA推進は、東アジア地域での主導権を得るための戦略的な理由があると見られる。

一方、TPP協定は、関税撤廃だけでなく、制度改革にも高いレベルの自由化を要求しており、中国がTPP協定に参加するためには高い政治的・経済的コストを払わなければならため、現実的には難しいと見られる。中国はこのような理由により、アメリカがTPP協定を積極的に推進したのは、中国を牽制するための戦略であると見ている。すなわち、アメリカはすでにTPP協定に含まれている国の半分以上と二国間FTAを締結しているので、単純にアジア地域への輸出増大を通じた経済回復のための措置であるとは考えにくいという見解である。すなわち、アメリカはTPP協定を通じてアジア地域が中国中心の経済秩序に変化することを牽制しようとする意図があると、中国は見ている。

中国の習近平主席は、2014年12月にFTAを積極的に推進することが国際経済貿易ルールの形成とグローバル経済管理の主導権を勝ち取る重要なプラットフォームであると強調した(新华网, 2014年)。これは、アメリカと先進国が多国間FTAの締結を通じて、新しい国際通商ルールを構築しようとする構想に対して、中国は実質的に主導しているRCEP交渉を迅速に推進することで、それに対抗しようとする意図が見える。

しかし、中国は、アメリカの通商問題とは関係なく、自由貿易を積極的に推進すると思われる。これは中国が内需中心の経済成長モデルに変革を試みているが、輸出中心の成長のための過剰な設備投資があるため、継続的な開放政策を通じて経済成長水準を維持することが重要であると認識しているからである。これは、2018年3月に政治協商会議と人民代表大会でRCEP協定交渉の早期妥結によって、東アジア地域での市場確保を要求しているからである。他方、日本とアメリカがTPP協定をベースに、東アジア地域での自由貿易秩序を構築しようとしたが、トランプ政権がTPP撤退を宣言し、東アジア地域での戦略的空間が生じた。そこで中国はRCEPを積極的に推進することで、東アジア地域に対するFTA戦略の推進が一層有利になったと言えよう。

5. まとめ

TPP協定(12カ国)は、署名が行われた2016年2月当時、世界にもうひとつの大きな「地域経済共同体」が誕生すると、大きな関心を寄せた。しかし、2017年1月に第1の経済大国であるアメリカがTPP協定から撤退することで、TPP協定は発効できなくなった。アメリカを抜きに引き続いたTPP11協定は元のTPP協定より世界経済に与えるインパクトや影響力はそれほど驚異的なものではないが、東アジア地域においては、ASEAN(10カ国)に続き、環太平洋沿岸地域を巻き込んだ新たな「地域経済共同体」が誕生することには間違いない。このTPP11協定は、そこに意義があるといえよう。

もう一つの意義は、日本主導で高いレベルの自由貿易ルールを形成したことである。これは、今後、東アジア地域における自由貿易ルール作りに大きな影響を与えられらる。将来、TPP11協定に韓国やタイなどが参加することになれば、この東アジア地域における主導権争いは、日本が一步先に進んだことになると言えよう。いずれにせよ、日本のFTA戦略は、東アジアと環太平洋沿岸地域をを連携するキーマンになることである。他方、中国は、東アジア地域の諸国を味方にし、RCEP協定を有利に進むことで主導権をとりたいたいというFTA戦略が読み取れる。

この日本と中国の思惑とは別に、アメリカは今後東アジア地域との関係をどうするか、また中国との貿易関係をどうするかによって、日本と中国の主導権争いが変化する可能性も排除できない。アメリカはそれを狙って二国間FTAを好んでおり、別の意味での主導権を握ろうとしているかも知れない。東アジア地域での自由貿易ルールは、経済水準が異なる国々の集合体でもあり、どのレベルの貿易自由化を望んでいるか、各国の国益にあう妥協案を生み出すかが、これから求められることであろう。

【参考文献】

- 김동호(2018)「미국의 TPP 탈퇴에 따른 한국 통상정책의 변화와 그 영향에 대한 연구-베트남 시장을 중심으로」『한국콘텐츠학회』제18집 제2호, pp.92-95
- 이석·조병규(2017)『동북아 국제질서의 변화와 우리의 대응전략』KDI Research Monograph, pp.143-149
- 이창규 외(2006)「중국의 FTA 추진 전략과 정책적 시사점」『연구보고서 06-11』대외정책경제연구원
- 임반석(2017)「중국의 지역무역 협정에 대한 인식 및 전략의 변화와 특징」『중국학논집』제54집, pp.21-50
- 정성연(2017)「일본의 대중국 통상구조 및 전략변화 분석을 통한 중일 통상관계 연구」『중국학』제58집, pp.295-311

- 정환우(2018)『양회에서 나타난 중국의 2018년 경제정책과 시사점』KOCHI자료18-003, pp.19-23
- 조현준(2009)『중국의 부상에 따른 한국의 국가전략연구 3』대외경제정책연구원
- 三宅康之(2016)『中国——FTA 政策の戦略性』、大矢根聡・大西裕編『FTA・TPPの政治学貿易自由化と安全保障・社会保障』有斐閣、pp.23-24
- 信夫隆司(2016)『国際関係理論とは何か』、佐渡友哲・信夫隆司編『国際関係論 第2版』弘文堂、p.35
- 楊光洙(2017)『アメリカのTPP協定脱離と日本のFTA戦略』『東アジア評論』第9号、長崎県立大学東アジア研究所、pp.3-5
- 楊光洙(2016)『TPP協定交渉の大筋合意と日中韓のFTA戦略』『東アジア評論』第8号、長崎県立大学東アジア研究所、pp.6-7
- 楊光洙・金道堉(2013)『日本のTPP交渉参加と中国のFTA戦略分析』『長崎県立大学経済学部論集』第47巻 第2号、長崎県立大学経済学部学術研究会、pp.2-3
- 林道郎・カリスターベイカー、マックス(2017)『TPP11の大筋合意を歓迎、農産品の輸出拡大に期待』日本貿易振興機構、p.15
- 經濟産業省(2017)『平成29年度版 通商白書』
- 陆建人(2013)『TPP对中国亚太区域合作战略的影响及中国的对策』『跨太平洋伙伴关系协定与亚太区域经济一体化研究』世界知识出版社、p.151
- FTA강국, KOREA(2018) <https://www.fta.go.kr>.
- 日本經濟新聞、<https://www.nikkei.com>.
- 日本貿易振興機構、<https://www.jetro.go.jp>.
- 首相官邸、<https://www.kantei.go.jp>.
- 外務省、<http://www.mofa.go.jp>.
- みずほ総合研究所、<https://www.mizuho-ri.co.jp>.
- 中国自由贸易区服务网 (2018) <http://fta.mofcom.gov.cn>.
- 凤凰网 <https://finance.ifeng.com>.
- 新华网 <http://www.xinhuanet.com>.

논문투고일 : 2018년 06월 27일
 심사개시일 : 2018년 07월 17일
 1차 수정일 : 2018년 08월 06일
 2차 수정일 : 2018년 08월 12일
 게재확정일 : 2018년 08월 16일

【付録】

<付録1> TPP協定の交渉分野(24部会)

首席交渉官会議 物品市場アクセス(農業) 物品市場アクセス(繊維・衣料品) 物品市場アクセス(工業) 原産地規制 貿易円滑化 SPS(衛生植物検疫) TBT(貿易の技術的障害) 貿易救済(セーフガード等) 政府調達 知的財産 競争政策	サービス(越境サービス) サービス(商用関係者の移動) サービス(金融サービス) サービス(電気通信サービス) 電子商取引 投資 環境 労働 制度的事項 紛争解決 協力 横断的事項特別部会
--	---

資料：外務省、<https://www.mofa.go.jp>(2018.5.20)

<付録2> TPP協定附属書の凍結項目(計22項目)

急送少額貨物(5.7.1(f)の第2文) ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第9章) 急送便附属書(附属書10-B5及び6) 金融サービス最低基準待遇関連規定(11.2等) 電気通信紛争解決(13.21.1(d)) 政府調達(参加条件)(15.8.5) 政府調達(追加的交渉)(15.24.2の一部) 知的財産の内国民待遇(18.8(脚注4の第3～4文)) 特許対象事項(18.37.2、18.37.4の第2文) 審査遅延に基づく特許期間延長(18.46) 医薬承認審査に基づく特許期間延長(18.48) 一般医薬品データ保護(18.50) 生物製剤データ保護(18.51) 著作権等の保護期間(18.63) 技術的保護手段(18.68) 権利管理情報(18.69) 衛星・ケーブル信号の保護(18.79)
--

インターネット・サービス・プロバイダ(18.82、附属書18-E、附属書18-F)
 保存及び貿易(20.17.5の一部等)
 医薬品・医療機器に関する透明性(附属書26-A.3)
 ブルネイの投資・サービス留保表(附属書2)
 マレーシアの国有企業留保表(附属書4)

資料：外務省、<https://www.mofa.go.jp>(2018.5.20)

<付録3>TPP協定の交渉分野(未解決4項目)

マレーシア： 国有企業問題(第17章)
 ブルネイ： サービス・投資に関する留保表の石炭産業問題
 ベトナム： 紛争解決に関する規定問題(第28.20条)
 カナダ： 文化部門の例外問題

資料：外務省、<https://www.mofa.go.jp>(2018.5.20.)

<付録4> TPP11協定の発効後の主要食品関税(日本)

品目	現在	発効後
牛肉	38.5%	9%(16年目)
豚肉	高価格品 4.3% 低価格品 482円(1キロ)	撤廃(10年目) 50円(10年目)
牛タン	12.8%	撤廃(11年目)
チェダーチーズ	29.8%	撤廃(16年目)
アスパラガス	3%	即時撤廃
カボチャ	3%	即時撤廃
オレンジ	16～32%	撤廃(6～8年目)
キウイ	6.4%	即時撤廃
リンゴ	17%	撤廃(11年目)
太平洋クロマグロ	3.5%	撤廃(11年目)
スルメイカ	5%	撤廃(11年目)
コメ	341円(1キロ)	豪州産に無税輸入枠

資料：時事ドットコム、<https://www.jiji.com>(2018.5.10.)

<要旨>

東アジア地域におけるTPP11協定の意義と日本・中国のFTA戦略

楊光洙・金道堉

アメリカがTPP協定(12カ国)から撤退することで、TPP協定は発効できなくなった。TPP11協定はTPP協定より世界経済に与えるインパクトや影響力はそれほど驚異的なものではない。しかし、東アジア地域においてTPP11はASEAN(10カ国)の次に新たな地域経済共同体であることは間違いない。このTPP11協定はそこに意義がある。もう一つの意義は、日本主導で高いレベルの自由貿易ルールを形成したことである。これは、今後、東アジア地域における自由貿易ルールの作りに大きな影響を与えると考えられる。日本のFTA戦略は、東アジアと環太平洋沿岸地域をを連携するキーマンになることである。他方、中国は、RCEP協定を有利に進むことで主導権をとりたいということである。東アジア地域での自由貿易ルールは、経済水準が異なる国々の集合体でもあり、どのレベルの貿易自由化を望んでいるか、各国の国益にあう妥協案を生み出すかが、これから求められることであろう。

Significance of the TPP11 Agreement in the East Asian area and the FTA Strategy of Japan and China

Yang, Kwang-Soo · Kim, Do-Hoon

With the United States withdrawing from the TPP agreement (12 countries), the TPP agreement cannot be put into effect. The TPP11(11 countries)agreement has less impact on the world economy than the TPP agreement and its influence is not so phenomenal. However, TPP11 in the East Asia area is no doubt a new regional economic community next to ASEAN (10 countries). This TPP11 agreement has significance there. The another significance is formed a high level of free trade rules led by Japan. It is thought that this will greatly influence the creation of free trade rules in East Asia area. The FTA strategy of Japan is to become a key man in collaboration between East Asia and the Pacific Rim coastal area. On the other hand, China wants to take the initiative by proceeding favorably with the RCEP agreement. The free trade rules in the East Asian area are also aggregates of countries with different economic levels, which level of trade liberalization is desired, whether to create a compromise plan that matches the national interests of each country.